

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大山 裕

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
花園本庄線	深谷市荒川字上宿一一〇九番一地先から 同市荒川字上宿一〇九〇番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	令和二年十一月十九日	平成十六年十二月三日付け埼玉県告示第二二八三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二二五・四一メートル